

香芝市監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和7年5月29日

香芝市監査委員 近 藤 洋
香芝市監査委員 下 村 佳 史

<対象：福祉部 児童福祉課（現 子ども家庭部 児童福祉課）>

- 1 監査実施年月日 令和6年12月25日
- 2 監査結果報告年月日 令和7年2月28日
- 3 措置状況通知 令和7年4月2日香児第5号

定期監査意見（要望事項）	措置結果	措置内容
香芝市子育て支援センターの機械警備業務における契約については、市全体の包括的な取組みが必要であると考えられることから、契約主管課と協議の上、対処されたい。	対応中	契約主管課において機械警備業務の契約期間について全庁的に見直す予定であり、見直し後の基準により契約の手続を行う予定である。
香芝市ファミリーサポートセンター事業については、事業の実施主体が香芝市であることを鑑み、公的責任を果たす上でもサポート会員に対しては会員個々の負担軽減を図られたい。	対応済	サポート会員の負担の軽減を図るため、引き続きスキルアップの研修を実施し、会員からの相談体制を整備すると共に会員同士の交流会等の開催に努める。 また、新規サポート会員の確保のため、サポーター養成講座の内容及び募集対象者の要件について改善を図る見直しを行った。